

文書閲覧謄写規則

(平成五年二月十九日規則第五十五号)

改正 平成二一年 二月一九日

同 二六年一二月一八日

令和 三年 六月一八日

第一条 本会が保管する文書の閲覧又は謄写については、別段の定めのある場合の外、この規則による。

第二条 弁護士会、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、特別会員及び準会員（以下「会員」という。）は、本会が保管する文書の閲覧又は謄写を行うには、本会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受ける場合には、別に定める閲覧・謄写申請書に、左の事項を記載のうえ本会に申請しなければならない。

一 申請者の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）又は名称及び事務所の所在場所

二 申請年月日

- 1 -

三 閲覧又は謄写を求める文書名、作成者その他文書の特定に必要な事項

四 閲覧又は謄写の別

五 閲覧又は謄写を申請する目的

第三条 本会は、前条により閲覧又は謄写の申請を受けたときは、すみやかに申請にかかる文書の閲覧又は謄写の許可の可否を決し、これを申請者に通知する。

2 本会は、左の各号のいずれかに該当する場合は、申請にかかる文書の全部又は一部について閲覧又は謄写を許可することができない。

一 申請にかかる文書の閲覧又は謄写により本会の会員その他関係者のプライバシー、名誉又は信用を害するおそれがあるとき

二 申請にかかる文書の閲覧又は謄写が、議事等の非公開又は委員等の守秘義務を定めた本会の会則、会規又は規則の規定の目的に反すると認められるとき

三 申請にかかる文書の閲覧又は謄写により、当該文書の保存又は本会の執務に著しい支障があるとき

第四条 文書の閲覧又は謄写は、本会の指定する日時、場所及び方法によらなければならない。

2 本会の会員は、文書の閲覧又は謄写を行う場合、別に

- 2 -

定める手数料を本会に支払わなければならない。

第五条 文書を閲覧又は謄写した者は、閲覧・謄写申請書記載の目的以外に使用し、又は謄写文書を複製若しくは配布してはならない。

第六条 本会は、本会の会員以外の者より、本会が保管する文書の閲覧又は謄写の申出があった場合、特に閲覧又は謄写の必要がある場合に限り、これを認めることができる。

2 閲覧又は謄写の申出の許可については、第二条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）」とあるのは「氏名」と、「事務所の所在場所」とあるのは「住所又は主たる事務所の所在場所」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第二条改正）抄
1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

- 3 -

（平成二二年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行）

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第二条、第六条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第二条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一四号で令和四年一月一日か

- 4 -

ら
施
行
)